

第 4 章 不当労働行為の審査等

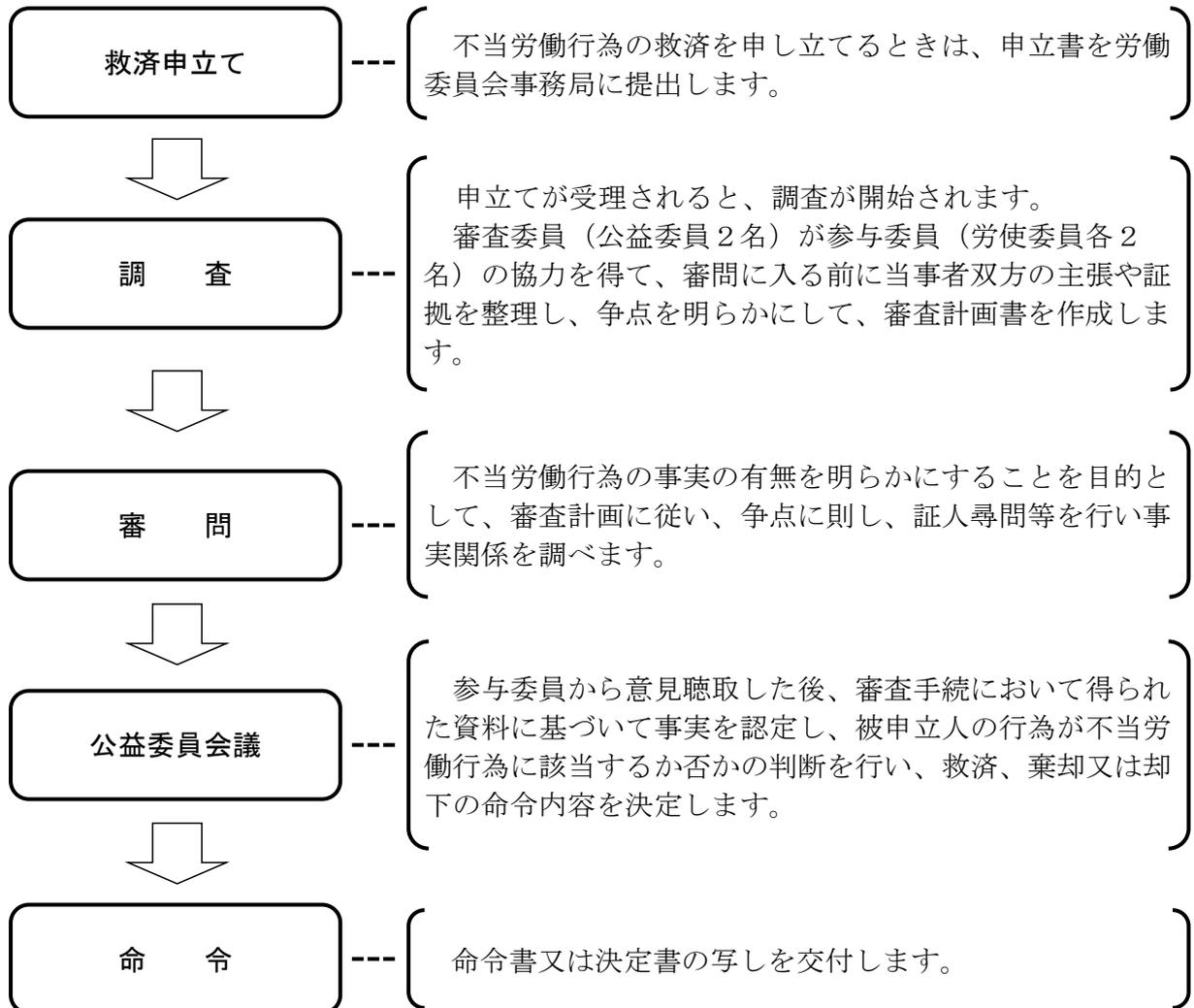
第 1 節 不当労働行為の審査

第 1 概要

使用者から労働組合法第 7 条に該当する不当労働行為を受けたと考える労働組合又は労働者は、労働委員会に救済の申立てを行うことができます。

救済申立てがなされると、労働委員会は審査を行い、不当労働行為があったと判断した場合は、使用者に対し、不当労働行為を是正するよう命令を出します。

○ 不当労働行為の審査の流れ



【注意事項・参考事項】

- 1 申立て後命令が出されるまでの間、いつでも申立てを取り下げることができます。
- 2 労使間で和解の機運が生じた場合は、和解による解決を勧めることがあります。
- 3 本県労働委員会の発した命令に不服がある当事者は、中央労働委員会に再審査の申立てを行ったり、地方裁判所に命令の取消しを求める行政訴訟（取消訴訟）を提起することができます。なお、一定の期間内に再審査の申立てがなされなかったこと等により命令は確定しますが、使用者がこの確定した命令に違反した場合は、過料に処せられることとなります（労働組合法第 27 条の 13、第 32 条）。
- 4 本県労働委員会では、不当労働行為救済申立てから命令までの審査の目標期間を、1 年と定めています。

第2 概況

令和7年の取扱件数は、新規申立2件で、1件が終結（和解1）、1件が次年繰越となりました。

新規申立事件の2件は、労組法7条各号別では1・2号関係及び2・3号関係が各1件、業種別では「金融業、保険業」及び「その他」が各1件でした。

1 不当労働行為事件取扱件数

係 属			終 結 状 況								次 年 繰 越	
前 年 繰 越	新 規 申 立	計	取 下 げ ・ 和 解				命 令 ・ 決 定					合 計
			取 下 げ	和 解			救 済	棄 却	却 下	計		
				無 関 与	関 与	計						
—	2	2	—	—	1	1	—	—	—	—	1	1

2 労組法7条各号別申立件数（新規申立）

1号	2号	3号	4号	1・2号	1・3号	2・3号	1・2・3号
—	—	—	—	1	—	1	—

3 業種別取扱件数（新規申立）

農業、 林業	建設業	製造業	金融業、 保険業	サービス業	医療、 福祉	学術研究、 専門・技術 サービス業	その他
—	—	—	1	—	—	—	1

（注） その他は、「公務」が1件。

第3 審査の目標期間及び実施状況

1 審査の目標期間

本県労働委員会では、労働組合法第27条の18に規定する審査の目標期間（救済申立てから命令までの期間）を、1年としています。ただし、個々の事案に応じて、更に早期終結に努めるものとしています。

2 審査の実施状況

令和7年は、係属した2件について審査を実施しています。

令和7年の係属事件に係る審査の実施状況一覧

事件 番号	請求する 救済内容	申立 年月日	終結 年月日	処理日数	終結区分	実施回数	
						調査 審問 和解 合議	
R7年 1号	誠実な団体交渉 降職降格の懲戒 処分の撤回	R7. 2. 19	R7. 11. 26	281日	関与和解	調査 審問 和解 合議	4 0 3 0
R7年 2号	誠実な団体交渉 支配介入の禁止	R7. 4. 30	—	—	—	調査 審問 和解 合議	2 0 0 0

第4 不当労働行為事件の概要

令和7年（不）第1号事件

申立て 令和7年2月19日

申立人 労働組合A

被申立人 B信用金庫

請求する救済内容

- 1 誠実な団体交渉応諾
- 2 執行委員長Cに対する降職降格の懲戒処分撤回
- 3 ポストノーティス

終 結 令和7年11月26日 関与和解

1 事件の概要

Aは、①「Cに対する降職降格処分の即時撤回」を交渉事項とする第1回団体交渉におけるBの対応及びBが第2回団体交渉に応じなかったことが団体交渉拒否に、②Cに対する降職降格の懲戒処分及びこれに付随する調整給の不支給等が不利益取扱いにそれぞれ該当するとして、救済申立てを行った。

(1) 申立人の主張

- ① 第1回団体交渉において、懲戒処分の法的根拠や合理的理由を明らかにしなかったことが、不誠実団体交渉にあたる。また、第2回団体交渉の申入れに応じない旨回答したことが、団体交渉拒否にあたる。
- ② 懲戒処分及びこれに付随する調整給の不支給等は、従前の組合活動を理由としたCに対する不利益取扱いにあたる。

(2) 被申立人の主張

- ① 第1回団体交渉には誠実に対応している。また、第2回団体交渉申入れを拒否したのは、団体交渉を経ても懲戒処分の結論に変更がないためである。
- ② 懲戒処分には合理的理由があり、弁明の機会を与えた上で、懲戒委員会で審議し理事長に答申するなど、懲戒処分を行う上での必要な手続を行っている。調整給は懲戒処分以前からCに支給していない。賞与についても、全職員同一の計算方法で支給しており、Cに対する不利益な取扱いはしていない。

2 審査委員

【審査委員】山崎（審査委員長）、八重尾

【参与委員】（労側）武井、高橋（使側）見戸、税田

3 審査経過

令和7年6月17日 第1回委員調査

令和7年7月28日 第2回委員調査

令和7年8月27日 第3回委員調査

令和7年9月29日 第4回委員調査

令和7年10月17日 第1回和解協議
令和7年10月30日 第2回和解協議
令和7年11月26日 第3回和解協議

4 審査結果

委員調査を4回実施し、第4回委員調査において審査計画を策定した。

委員調査と併行して双方に和解の意向確認を行ったところ、双方とも検討の余地があるとの意向を示したため、第4回委員調査終了後に、委員会から双方に和解案を提示した。双方とも和解案を検討する意向を示したため、和解協議を実施することとした。

その後、第3回和解協議において和解が成立し、和解協定書を締結した。これに伴い、同日付けで取下書が提出され、事件は終結した。

令和7年（不）第2号事件

申立て 令和7年4月30日

申立人 労働組合D

被申立人 E市

請求する救済内容

- 1 誠実な団体交渉応諾
- 2 支配介入の禁止
- 3 ポストノーティス

終 結 次年繰越

1 事件の概要

Dは、Eが団体交渉に誠実に対応していないことや、Dの運営に支配介入したことについて、救済申立てを行った。

(1) 申立人の主張

- ① Eは、Dが申し入れた団体交渉を管理運営事項として拒否してはならず、誠実に応じなければならない。
- ② Eは、誠実な団体交渉をすることなく、Dとの間で締結した確認書を一方的に破棄するなどして、Dの運営に支配介入してはならない。
- ③ 文書掲示

(2) 被申立人の主張

- ① Dが団交を申し入れた事項は管理運営事項であり、団体交渉の対象となし得ない。
- ② 確認書は法的拘束力がなく、また地方公務員法に違反しており無効である。

2 審査委員

【審査委員】山口（審査委員長）、金丸

【参与委員】（労側）中川、坂元 （使側）河野、関本

3 審査経過

令和7年8月19日 第1回委員調査

令和7年10月8日 第2回委員調査

第2節 労働組合の資格審査

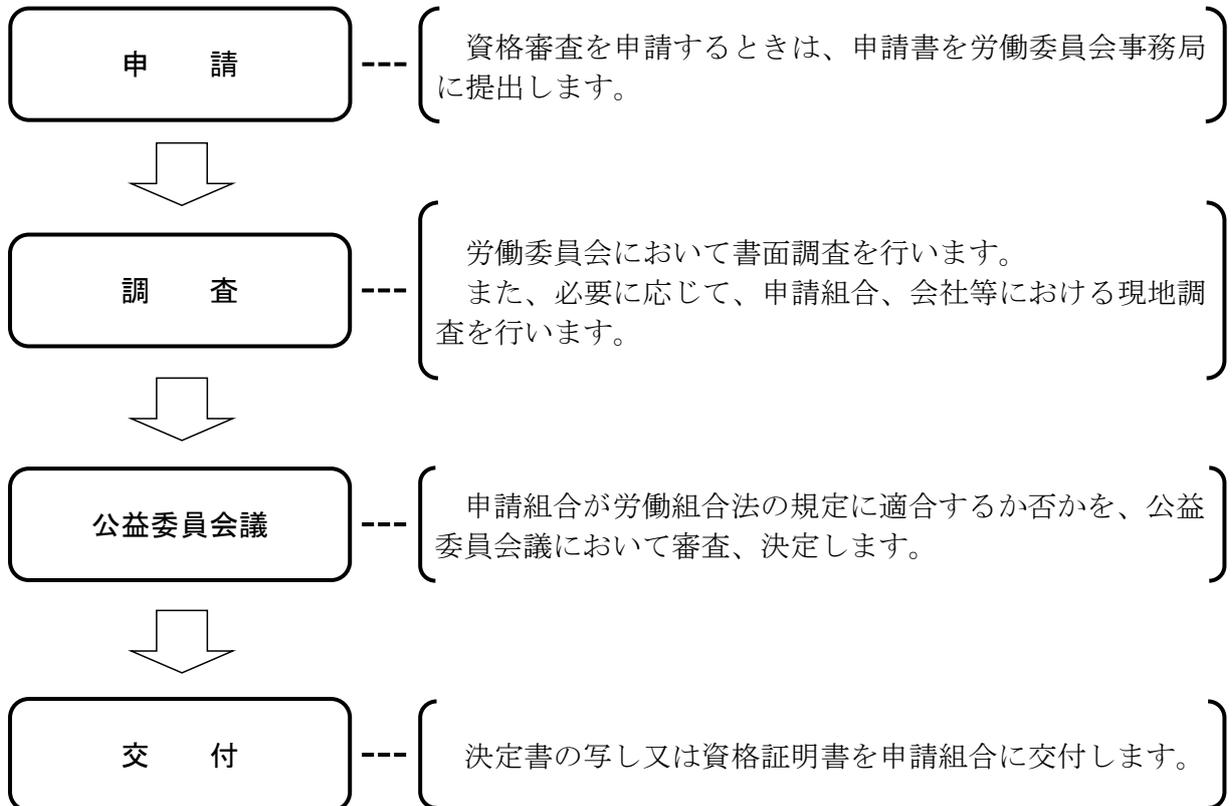
第1 概要

我が国では、労働組合は自由に結成することができ、行政庁への届出等を行う必要はありませんが、次の場合は、労働組合は労働組合法の定める一定の資格要件を備えている必要があります。

- ア) 不当労働行為の救済を申し立てる場合
- イ) 労働委員会の労働者委員候補者を推薦する場合
- ウ) 法人登記をするために、資格証明書の交付を受ける場合
- エ) 労働協約の拡張適用の申立てをする場合
- オ) 職業安定法に定められている無料の労働者供給事業を行う場合など

この資格要件の有無について労働委員会が審査することを、労働組合の資格審査といいます。

○労働組合の資格審査の流れ



【資格要件について】

労働組合が資格審査により適格と認められるための要件（資格要件）には、自主性の要件（労働組合法第2条）と民主性の要件（同法第5条第2項）があります。

第2 概況

令和7年の取扱件数は、新規申請5件で、4件が終結、1件が次年繰越となりました。結果は適合2件、取下げ2件でした。

申請事由別では、不当労働行為救済申立てに伴うものが2件、第46期宮崎県労働委員会推薦に伴うものが3件でした。

1 資格審査取扱件数

係 属			終 結					次 年 繰 越
繰 越	新 規	計	適 合	不適合	打切り	取下げ	計	
—	5	5	2	—	—	2	4	1

2 申請事由別件数

不当労働行為	委員推薦	法人登記	協約拡張適用	その他
2	3	—	—	—

第3 労働組合資格審査一覧

番 号	申 請 者	申 請 日	申 請 事 由	決定・終結年月日 終 結 区 分
令和7年(資)第1号	労働組合A	R7. 2. 19	不当労働行為 7年(不)1号	取下げ
令和7年(資)第2号	労働組合B	R7. 4. 24	委員推薦	R7. 6. 2 適 合
令和7年(資)第3号	労働組合C	R7. 4. 30	不当労働行為 7年(不)2号	次年繰越
令和7年(資)第4号	労働組合D	R7. 5. 7	委員推薦	R7. 6. 2 適 合
令和7年(資)第5号	労働組合E	R7. 5. 7	委員推薦	取下げ

第 3 節 認定・告示

地方公営企業等の職員が結成し、又は加入する労働組合については、労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者（使用者の利益を代表する者）の範囲を、当該企業等又は当該組合の申出等に基づき、労働委員会が認定して告示することとされています（地方公営企業等の労働関係に関する法律第 5 条第 2 項）。

令和 7 年中、認定の申出はありませんでした。

